



		課 長	係 長	係 員

事業所所在地	〒	—
事業所名称		
事業主氏名	様	

健康保険被扶養者（異動）届

資格確認書発行 要否			
被扶養者 1	被扶養者 2	被扶養者 3	被扶養者 4
☐	☐	☐	☐

⑰原則、身分関係・生計維持に関する証明には公的証明書の添付が必要ですが、事業主が自らの保有する情報に基づき確認をした場合には添付書類が省略できます。（※裏面参照）各被扶養申請者について、添付書類が省略できることを確認した場合は、下記を○で囲み、署名してください。

被扶養者 1	被扶養者 2	被扶養者 3	被扶養者 4	事業所名称
☐ 確認	☐ 確認	☐ 確認	☐ 確認	事業主氏名

① 被保険者等 記 号 番 号		②標準報酬 月 額	千円
--------------------	--	--------------	----

被保険者に配偶者はいますか？	いる・いない	配偶者がいる場合、配偶者の年間収入 (社会保険料控除前の金額)	万円
----------------	--------	------------------------------------	----

③ 被保険者の氏名 および生年月日		昭・平 年 月 日		④資格取得 の年月日		昭和 平成 年 月 日 令和		⑤被保険者の 住民票住所		〒 —		
⑥被扶養者	⑦増減別	⑧フリガナ		⑨性別	⑩被扶養者の 生年月日	⑪続柄 (長男・長女など)	⑫被扶養者の職業 (在学校名及び学年)	⑬被保険者との 同居・別居の年月日	⑭被扶養者の 住民票住所	⑮扶養し始めた日 または 扶養しなくなった日	⑯扶養し始めた理由 または 扶養しなくなった理由	健 保 確認印
		被扶養者の氏名										
1	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 —	年 月 日	
		マイナンバー (個人番号)										
2	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 —	年 月 日	
		マイナンバー (個人番号)										
3	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 —	年 月 日	
		マイナンバー (個人番号)										
4	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 —	年 月 日	
		マイナンバー (個人番号)										

令和 年 月 日 提出

◎資格確認書の発行が必要な方は上記の□に✓を入れてください。なお、マイナ保険証をお持ちの方は、原則資格確認書は必要ありません。
◎⑩⑯の欄に必ず理由を記入してください。扶養し始めた場合 {出生、退職、結婚、収入減等} 扶養しなくなった場合 {就職（第2号被保険者の取得）、離婚、収入増、死亡等}
◎家族を扶養から削除する場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は必要ありません。
◎配偶者の年間収入の欄は、今後1年間の年間収入見込み額をご記入ください。収入には、非課税のもの（障害・遺族年金、失業給付等）も含まれます。（令和6年12月 改）



健康保険被扶養者（異動）届

事業所所在地〒

事業所名称

事業主氏名様

ア、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ、この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された内容を、被保険者に通知してください。

② 被保険者等 記号番号				②標準報酬 月額		千円						
③ 被保険者の氏名 および生年月日						④資格取得 の年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	⑤被保険者の 住民票住所	〒	―	
⑥被扶養者	⑦増減別	⑧フリガナ		⑨性 別	⑩被扶養者の 生年月日	⑪続柄 (長男・長女など)	⑫被扶養者の職業 (在学校名及び学年)	⑬被保険者との 同居・別居の年月日	⑭被扶養者の 住民票住所	⑮扶養し始めた日 または 扶養しなくなった日	⑯扶養し始めた理由 または 扶養しなくなった理由	健 保 確認印
		被扶養者の氏名										
1	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 ―	年 月 日	
2	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 ―	年 月 日	
3	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 ―	年 月 日	
4	増減			男 女	昭 平 令	年 月 日			同居 別居 年 月 日	〒 ―	年 月 日	

令和 年 月 日 提出

◎⑩の欄に必ず理由を記入してください。扶養し始めた場合 {出生、退職、結婚、収入減等} 扶養しなくなった場合 {就職（第2号被保険者の取得）、離婚、収入増、死亡等}
◎家族を扶養から削除する場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は必要ありません。

注 意 事 項

- 1. 新しく被保険者となった方であって被扶養者を有する者については、資格取得届にこの届を添付してください。
- 2. 現在、被保険者である方が、被扶養者に異動（結婚、出生、就職、死亡等）があったときは、その日から 5 日以内に必要書類を添えて提出してください。なお、扶養しなくなった場合はその方の交付済の証を添付してください。

（被扶養者とされる方の条件および収入基準）

◎被扶養者として届け出ることができる方は、次の親族で、主として被保険者の収入で生計を維持している方です。

- （1）被保険者の配偶者（内縁を含む）・直系尊属・子・孫・兄弟姉妹。
- （2）被保険者の三親等内の親族、内縁の配偶者の父母、子で同一世帯に属する者。
- （3）収入基準は以下のとおりです。
 - ・「主として被保険者の収入で生計を維持する人」とは、原則として恒常的な年間総収入が 130 万円未満（60 歳以上又は厚生年金保険法の障害年金の受給要件に該当する程度の障害のある方は 180 万円未満）であって、被保険者に生計の大半を依存している方をいいます。
 - ・父母・祖父母を被扶養者とする場合は、認定対象者の収入だけでなく、その配偶者の収入をも勘案して判断します。
 - ・認定対象者が被保険者と別居しているときは、その者の収入が上記収入基準内であり、かつ、被保険者の仕送り額が認定対象者の収入を上回っている場合に生計維持があると認定されます。

（添付書類）

- 1. 添付書類の詳細については、各一覧表を参照してください。
- 2. 被扶養者として届け出の方が、16 歳以上（義務教育終了後の 15 歳を含む）59 歳以下の、大学生、各種専門校生の場合は、申出書と生計維持証明書に代えて在学証明書（原本）又は学生証の写しを添付してください。また、高校生の場合は、異動届の⑫欄に学校名、学年を記入すれば申出書と生計維持証明書は省略できます。
- 3. 全ての被扶養者の申請について、身分関係及び生計維持関係の公的証明書類が必要です。ただし、一定の要件を満たした場合には書類の添付を省略することができます。その場合には、⑪欄で内容確認後、記入してください。
- 4. 海外認定対象者については、国内認定対象者に求めている証明書類の提出が困難な場合に、現況申立書、続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類、仕送額等の確認のため金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写しが必要です。また、収入がある場合は公的機関又は勤務先から発行された収入証明書、収入がない場合は収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類が必要です。上記いずれの書類も日本語の翻訳文を添付してください。
- 5. その他健康保険組合が必要と認めた場合、別途添付書類を提出していただくことがあります。手続をする前に、不明な点は愛鉄連健康保険組合にお問合せください。

続柄と年齢毎の添付書類一覧

扶養の届出をする者の続柄	0～15 歳 (義務教育終了前)	16～59 歳 (大学生・各種学校生は申 出書と生計維持証明書に 代えて在学証明書、又は 学生証の写しを添付)	60 歳以上
配偶者：夫妻		・ 申出書	
配偶者：内縁の夫妻		・ 申出書 ・ 生計維持証明書	・ 申出書 ・ 生計維持証明書
子：実子、養子、義理の子 父母：実父母、養父母、義理父母、 兄弟姉妹：実兄弟姉妹、義兄弟姉妹			・ 申出書
孫		・ 生計維持証明書	

全ての被扶養者の申請に必要な添付書類一覧【身分関係及び生計維持に関する証明書類】

添付書類	確認目的	添付の省略ができる場合
次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票	続柄	・ 扶養認定を受ける方の続柄が異動届の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が異動届に記載していること
年間収入が「130 万円未満（※ 1）」であることを確認できる課税証明書等の書類（※ 2）	収入	・ 16 歳未満のとき ・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族であることを確認した旨を、事業主が異動届に記載していること（※ 3）
同一世帯である場合の証明書類 ・ 住民票	世帯	・ 扶養認定を受ける方が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹の三親等内の親族であること ・ 被扶養者認定を受ける方の世帯情報が異動届の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（申し立てのみでは認められません。） ・ 振込の場合 預金通帳等の写し ・ 送金の場合 現金書留の控えの写し		・ 16 歳未満のとき ・ 16 歳以上の学生のとき

※ 1 扶養認定を受ける方が 60 歳以上又は厚生年金保険法の障害年金の受給要件に該当する程度の障害のある方は年間収入が「180 万円未満」となります。（収入には公的年金も含まれます。）

※ 2 収入確認の書類例は以下のとおりです。

国内認定対象者の状況	確認書類の例
①給与収入がある場合	直近 3 か月分の給与明細書の写し、賞与がある場合は直近の賞与明細書の写し
②退職した者の場合	雇用保険被保険者離職票の写し
③雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合	雇用保険受給資格者証の写し
④公的年金等を受給中の場合	現在の年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書又は振込通知書の写し
⑤自営業による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し※受付印のあるもの
⑥上記①～⑤に加えて他に収入がある場合	①～⑤の確認書類及び課税（非課税）証明書
⑦上記①～⑥に該当しない場合	課税（非課税）証明書

※ 3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等の写しの添付が必要です。